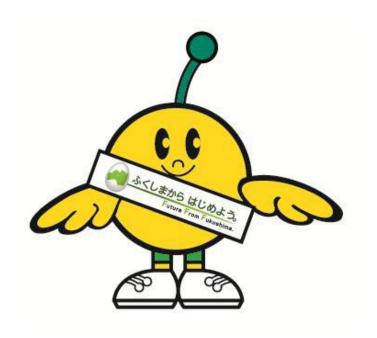
平成 28 年度

精神保健福祉センター所報

第 45 集



福島県精神保健福祉センター

はじめに

平成 29 年に、精神保健福祉法の改正や自殺総合対策大綱の改正が予定されています。精神保健福祉法では措置入院や指定医制度についての改正が提案されています。おおむねの方向性としては、犯罪防止など、やや管理強化の方向への改正です。折しも、組織犯罪処罰法の改正で管理強化の方向性が示されたことと流れを一にするもののように思われます。

一方の自殺総合対策大綱については、素案の段階ですが、改正の多くが、自殺のリスクとなる要因への対応で占められています。たとえば、今回、自殺対策が自殺対策基本法の改正に伴って、自殺総合対策大綱においても、学校における自殺対策の項目が大幅に追加されましたが、そこでも、リスク要因への対応が大部分となっています。

リスク管理ということは、安全・安心のためには必須のことですが、そちらに偏りすぎることは、社会を息苦しくさせたり、成長を妨げたりすることにつながりかねません。このような状況で、バランスの取れた社会を目指すためには、よりポジティブ志向の概念が必要です。その一つとして挙げられるのが、エンパワーメントです。エンパワーメントは、個人のレベルでは、問題解決の力などが挙げられますが、集団のレベルでは支え合いが挙げられるでしょう。特に、仲間同士の支え合い、すなわちピアサポートです。

精神障害者におけるピアサポートは、精神障害者の地域移行と関連して、それを支える重要な要素となっています。また、自殺対策においても、ピアサポートは重要な役割を持ちます。わが国では自殺予防の生徒教育プログラムは手探りの段階ですが、欧州では自殺予防についての生徒への教育プログラムとして、ピアサポートを用いたプログラム(YAM / Youth Aware of Mental Health)が、学術的に効果が示され、各国で使われ始めています。当センターでもそれにならったプログラムの作成に取り組んでいます。

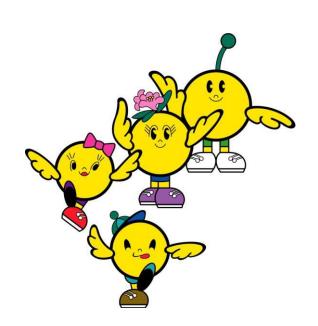
変化の時期においては、時代の流れを見て、それに追随する行動をとるだけではなく、先を見越して新しい試みに取り組む力が求められます。

平成 29 年 7 月

目 次

1	4年7中	/ 日 / 由 / 日	ブルチヽ	/ H	の概要
ı	稍伸	11米1件46	かいて し	ノグー	ひかば安

1	沿 革
2	施設の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	職員の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	業務の内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
П	業務実績
1	普及啓発 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 3
2	関係機関職員の教育研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3	技術指導·技術援助······5
4	精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5	精神障がい者地域移行・地域定着関事業・・・・・・・・・・・・・・・・・10
6	自殺対策関連事業
7	特定相談事業····· 18
8	薬物関連相談事業· · · · · · · · · · · · · · · · · 18
9	精神保健福祉協力組織の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
10	福島県精神医療審査会事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
11	災害時精神医療体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)の判定及び承認・・・・・・21
Ш	参考資料
1	精神科病床を有する病院数、入院患者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	在院患者数、性・年齢・病類別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3	自殺者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



I 精神保健福祉センターの概要

1 沿 革

昭和 25 年 精神衛生法制定

昭和 35 年 7 月 1 日 精神衛生相談所を福島保健所(福島市御山町 48) に併設

昭和 39 年 福島県精神衛生相談所条例施行

昭和 40 年 精神衛生法の一部改正

昭和40年6月30日 精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正

昭和 47 年 4 月 1 日 福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行

福島市森合町 10-9 に移転

昭和 62 年 精神衛生法が改正され精神保健法制定

昭和 63 年 7 月 1 日 福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ

福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正

平成 5 年 精神保健法の一部改正

障害者基本法制定

平成 5年12月13日 福島県保健衛生合同庁舎(福島市御山町8-30)に移転

平成 7 年 精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保

健福祉法」という。) に名称変更

平成 7年 10月 13日 福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正

福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正

平成 11 年精神保健福祉法の一部改正平成 17 年精神保健福祉法の一部改正

障害者自立支援法の制定

平成 18 年 自殺対策基本法の制定

平成24年 障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

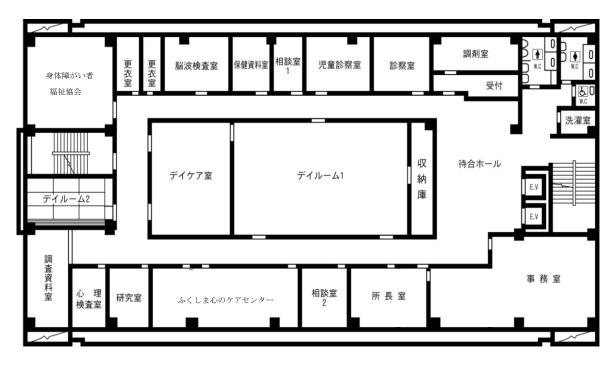
ための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の制定

2 施設の現況

(1) 所 在 地 〒960-8012 福島市御山町8番30号 福島県保健衛生合同庁舎5階

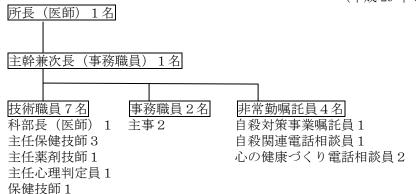
(2) 建 物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 ㎡ (5 階部分)

(3) 施設完成日 平成5年11月24日、同12月13日移転



3 職員の構成

(平成29年3月末現在)



4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第 45 条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第 52 条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を 行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例 (昭和 47 年福島県条例第 18 号) 第3条より)

※ 参照法令

ア 精神保健福祉法第45条第1項(精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者(知的障害者を除く。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

イ 障害者総合支援法第52条第1項(自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。

ウ 障害者総合支援法第22条(支給要否決定等)

市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下「支給要否決定」という。)を行うものとする。

市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所(第74条及び第76条第3項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所(以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。)その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

エ 障害者総合支援法第26条第1項(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第19条から第22条まで、第24条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

Ⅱ 業務実績

1 普及啓発

(1) 研修会等

事 業 名	実施日・場所	参 加 者 数	開催内容
アディクション フォーラム	平成28年11月25日 郡山市音楽・文化交 流館 ミューカルがくと館	135名	○講演「薬物依存症という病気を知ろう ~家族の回復~」講師 アスク・ヒューマン・ケア 近藤 京子 氏○磐梯ダルクの仲間たちによる「太鼓」演奏○インタビュー「本人の回復」 磐梯ダルク
思春期精神保健セミナー	平成28年8月1日郡山市総合福祉センター	129名	○講演「社会になじめない子どもたち ー子どもとの向き合い方ー」講師(社)恩賜財団母子愛育会愛育研究所 児童福祉・精神保健研究部長 愛育相談所長 齊藤 万比古 氏

(2) 広報等

ア ホームページ

アドレス http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/トップページアクセス件数 15, 887件/年

イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

2 関係機関職員の教育研修

事 業 名	実施日・場所	参 加 者 数	開 催 内 容
精神保健福祉 地域関係職員			
基礎研修	1日目 平成28年6月24日 10:00~15:30 福島市アクティブシ ニアセンターA・O・ Z (アオウゼ)	8 3名	行政説明1「福島県の精神保健福祉行政について」 担当者 福島県保健福祉部 障がい福祉課職員 講義「個別相談の進め方」 講師 精神保健福祉センター所長 講義・演習「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師 一般財団法人大原記念財団清水病院 臨床心理士・精神保健福祉士 酒井 芳子 氏

	2 日 目	8 0 名	講義1「地域で生活を支えるために
	平成 28 年 6 月 30 日	0 0 1	一社会資源の活用ー
	10:00~15:40		
	福島市アクティブシ		講師 障がい者相談・地域活動支援センターひびき
	ニアセンターA・O・		施設長 本田 祐史 氏
	Z (アオウゼ)		講義2「精神疾患の理解と対応」
			講師 南福島ひまわりクリニック
			院長 伊藤 光宏 氏
			事例検討 (グループワーク)
テーマ別研修	平成 28 年 10 月 14 日	8 1 名	講義・演習「依存症家族への効果的なアプローチ
会	10:30~15:30		-CRAFT の概要とその実際-」
	郡山市音楽・文化交		講師 社会医療法人あいざと会 藍里病院
	流館(ミューカルが		副院長 吉田 精次 氏
	くと館)		
	平成 28 年 11 月 29 日	28名	講義「ギャンブル依存症の理解と対応
	13:30~16:00		一回復に向けて一」
	福島市市民会館		講師 医療法人東北会 東北会病院
	#400 K 10 F 00 F		地域支援課長 鈴木 俊博 氏
	平成 28 年 12 月 22 日	71名	講義「睡眠障害の見かた
	13:30~15:30 郡山市音楽・文化交		ー朝起きられない、よく眠れませんの訴えに どう対応するかー」
	流館(ミューカルが		講師 国立研究開発法人国立・神経医療研究セン
	くと館)		ター 精神保健研究所
	\ C \(\mu_1\)		精神生理研究部長 三島 和夫 氏
地域ケア検討会	定例		精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての
2000	平成28年4月19日	6名	事例検討
	5月18日	7名	7 7 3 7 4 7
	6月15日	7名	検討事例数 実49事例・延べ49事例
	7月7日	7名	
	8月 31日	7名	
	9月 21日	7名	
	10月21日	7名	
	11月11日	6名	
	12月21日	7名	
	平成 29年 1月 18日	6名	
	2月 15日	6名	
	3月 15日	6名	
	随寺		
	平成 28年 6月 1日	10名	
	計 13回	計89名	

【学生実習】

ポラリス保健看護学院3名福島看護専門学校38名福島東稜高等学校看護専攻科32名福島県立総合衛生学院看護学科24名福島大学(臨床心理専攻)8名福島県立医科大学4名

【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図書	DVD
0件	0件

3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及 び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

(1) 技術援助·技術指導分類別内訳

		技術指導・援助(延件数)											
	老人	社会	アル	薬物	ギャン	思	心の	ひき	自殺関	犯罪	災害	その	計
区 分	精神	復帰	コー		ブル	春	健康	こも	連	被害		他	
	保健		ル			期	づく	り					
							ŋ						
保 健 所	0	5	2	4	1	0	1 1	7	9 0	0	0	9	1 2 9
市町村	0	5	1	1	0	0	5	0	6 3	0	0	7	8 2
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
医療施設	0	7	0	1	1	0	2	0	0	0	0	4	1 5
介護老人保健施設	0	0	1	0	0		0	0	0	0	0	0	1
障害者支援施設	0	1 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 1
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他	2	3 6	8	1 2	2	1	1 2	7	1 2 5	1	2 0	3 7	263
実施件数	2	6 4	1 2	1 8	4	1	3 1	1 4	2 7 8	1	2 0	5 9	5 0 4

(2)職員の派遣及び関連会議等への出席状況

ア 保健所等

依賴機関	内容	担当
県保健福祉事務所	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
市保健所	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
市町村	こころの健康教室	医師
	ケース会議	医師、保健師
	ゲートキーパー養成講座	医師、保健師
	うつ病家族教室	医師、保健師、自殺対策連 携推進員
	若者自殺対策事業	保健師、自殺対策連携推進員
	自殺対策推進協議会	保健師、自殺対策連携推進員
	自殺対策事業打合せ	保健師、自殺対策連携推進員
	自殺予防街頭キャンペーン	保健師
	ひきこもり家族教室	保健師
	難病ボランティアフォローアップ講座	心理判定員
	地域保健福祉職員新任研修フォローアップ研修会	心理判定員
	相双地区薬物乱用簿医師指導員協議会研修会	薬剤師
	いわき地区薬物乱用防止指導員協議会及び意見交換会	薬剤師
	南会津地区薬物乱用防止指導員研修会	薬剤師
	相双地区危険ドラッグ等撲滅啓発事業リーダー養成研修会	薬剤師
	地域移行研修会	保健師

イ 県部局等

依 頼 機 関	内容	担当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師、心理判定員
児童家庭課	特別障害児扶養手当等審査	医師
高齢福祉課	介護予防市町村支援委員会	保健師
こども・青少年政策課	青少年支援協議会県北地域連絡会議	保健師
	福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	精神科病院実地審査	医師
	DPAT運営協議会	医師
	精神保健医療福祉の充実に向けた有識者懇談会	医師
	被災者心のケア事業運営委員会	医師
	通報担当者会議	医師、保健師
	精神保健福祉担当者会議	保健師
障がい福祉課	福島県自殺対策推進協議会	医師、保健師、自殺対策連
	旧西尔日秋对水压些励成云	携推進員
	県自殺対策行動計画打合せ	保健師、自殺対策連携推進
	<u> </u>	員
	地域移行コアメンバー会議	保健師
	福島県自立支援協議会人材育成部会	保健師
	精神障害者地域移行担当者会議	保健師
	みんなで進める地域移行促進研修会	保健師
	薬物再乱用対策事業打ち合わせ	薬剤師
	薬物乱用防止指導員連合協議会	薬剤師
薬務課	北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議	薬剤師
	薬事監視員研修会	薬剤師

ウ 教育委員会

依 頼 機 関	内容	担当
	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師
福島県教育委員会	若者自殺対策事業	医師、保健師、自殺対策連 携推進員

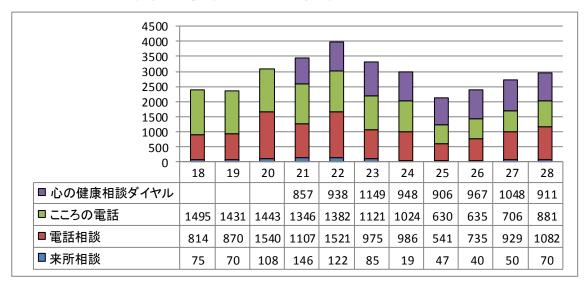
エ その他の関係機関

依頼機関	内容	担当
福島県警察本部	警察学校講義	医師
	被害者等支援連絡協議会	保健師
福島公共職業安定所	県北地域障害者雇用連絡会議	保健師
	心神喪失者等医療観察法ケア会議	心理判定員
福島保護観察所	福島県医療観察制度運営協議会	心理判定員
	福島保護観察所打合せ	薬剤師
福島刑務所	福島刑務所研究授業	薬剤師
福島県薬物乱用対策推進本部	福島県薬物乱用対策推進本部会議	医師、薬剤師
福島県立医科大学公衆衛生学講 座	自殺の現状についての情報共有	保健師、自殺対策連携推進 員、基本計画策定支援員
ふくしまこころネットワーク	精神障がい者地域移行・地域定着検討会	保健師
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
	心のケアセンター運営委員会	医師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター月例会議	保健師
	アルコール対応力強化事業	保健師
相馬広域こころのケアセンター なごみ	精神障がい者アウトリーチ推進事業評価委員会	保健師
ひきこもり支援センター	ひきこもり支援事業の打合せ	保健師

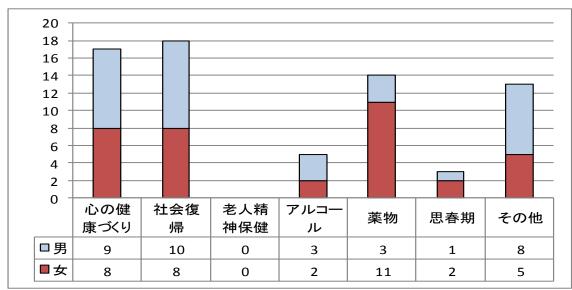
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

(1) 精神保健福祉相談 (来所、センター代表電話・こころの電話・心の健康相談ダイヤル

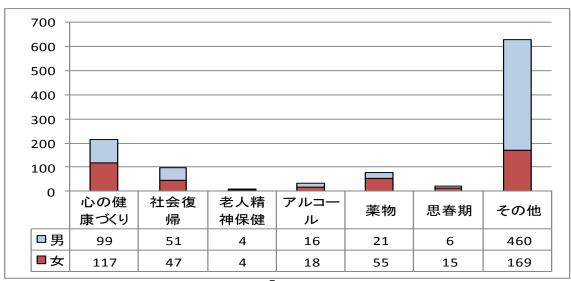
件数の推移(H18~28年度)



ア 来所による相談



イ センター代表電話への相談



ウ こころの電話への相談



エ 心の健康相談ダイヤルへの相談



(2)精神科救急情報センター事業

福島県では、緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人や家族、消防、警察等からの精神科救急に関する相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急医療を提供する医療機関の紹介、医療機関や関係機関との連絡調整、情報交換を行い、受診の指示や当座どうすべきかの助言を提供する精神科救急情報センター事業を実施しています。

当センターでは、平成 28 年度から専用電話を設置して、本事業のうち平日の日中における精神科教急相談に対応しております。

・相談受付日時 月曜日~金曜日まで(土日、祝日、年末年始を除く)

 $8:30\sim17:15$

• 28 年度相談件数 8件

(3)相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

ア 診療受付状況

	,					
				男	女	計
初	回診	: 療 者	数	10	9	19
再	診	療者	数	9	8	17
診	療	者 総	数	19	17	36

イ 診療処理状況

診療実件数		36	投 薬	院内	0
診療延伸	 数	226	欠 架	院外	208
相談助言	指導	0			
診療に作	半う諸検査数	17			
諸検査	脳波	0			
の内訳	心理	13			
	血液	4			

ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

<u> </u>	診断名、牛・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	H2 //	VVIII 300						1	
診断	年齢 名		≦ 10	11~ 20	21~ 30	31~ 40	41~ 50	51~ 60	60<	計 (%)
F0	症状性を含む器質性精神	男								
FU	障害	女								
F1	精神作用物質による精神									
ГI	及び行動の障害	女								
F2	統合失調症、 統合失調症	男					1		1	2(5.6)
FΖ	型障害及び妄想性障害	女							2	2(5.6)
F3						1	4	2	4	11 (30. 6)
F3						4	4	3	1	12 (33. 3)
F4	神経症性障害、ストレス関	男								
Г4	連障害及び身体表現性障害	女						1		1(2.8)
F5	生理的障害及び身体的要	男								
СЧ	因に関連した行動症候群	女								
EG	F6 成人の人格及び行動の障	男								
гo	害	女								
F7	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					2	1			3 (8. 3)
Гί	精神遅滞	女								
F8	心理的発達の障害	男			1	2				3 (8. 3)
го	心性的光度//桿舌	女					1			1 (2. 8)
F9	小児期及び青年期に通常発	男								
ГЭ	症する行動及び情緒の障害	女								
G4	てんかん	男								
U4	C1011+10	女							1	1 (2. 8)
	その他	男								
		女								
	計	男	_		1	5	6	2	5	19
	#T	女				4	5	4	4	17

5 精神障がい者地域移行・地域定着関連事業

(1) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着推進事業

精神科病院の社会的入院を解消し、障がい者本人が暮らしたいと望む地域において、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現させることを目的に、長期入院者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備を行っています。

当センターにおいては、当該事業が円滑かつ効果的に実施ができるよう関係者の研修を実施すると共に、精神障がい者ピアサポーターの体制整備や県委託事業に関する支援を行っています。

ア 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業

(ア) ピアサポーター活動支援研修

精神科病院内の入院患者の退院意欲喚起を図るため、県内で登録している精神障がい者ピアサポーターを活用し、精神科病院職員を対象とした研修会や精神科病院の入院患者とピアサポーターの交流会を開催しました。この事業は県内の精神科病院にピアサポーターの有効性を周知し、ピアサポーターの活用の促進を図ることも目的としております。

○実施結果

<精神精神障がい者地域移行病院研修会~「地域移行支援の活用を学ぶ」編~>

		病院名		出席
NO	日時		内容	者数
1	H28. 10. 18 15:00~16:00	西白河 病院	1講演「地域移行・地域定着支援とは?」 講師 相談支援事業所やぶき 相談支援専門員 小野崎利樹 氏	45 人
			2体験発表「私のリカバリーストーリー」 発表者 ピアサポーター 3連絡事項「精神障がい者ピアサポーター活用事業について」	
2	H28. 11. 24 17:00~18:15	新田目病院	1講演「地域移行・地域定着支援とは?」 講師 スペースけやき 管理者 永井正樹 氏 2体験発表「私のリカバリーストーリー」 発表者 ピアサポーター 3活動発表「いわき市内のピアサポーターの活動について」 発表者 ピアサポーター 4連絡事項「精神障がい者ピアサポーター活用事業について」	55人

< 精神精神障がい者地域移行病院研修会~「ピアサポーターとの交流会」編~>

NO		実施医療機関	講師・体験発表者	出席人数
1	H28. 10. 19 (水)	星ヶ丘病院	講師:相談支援事業所コスモスクラブ	患者:39人
	13:30~14:30		相談支援専門員 佐藤清一郎氏	職員:25人
2	H28. 11. 17(木) 13:30~14:30	寿泉堂松南病院	体験発表者: ピアサポーター 2名	患者:10人 職員:17人

[※]ピアサポーターの体験発表は、精神科病院入院患者地域移行マッチング事業に基づく「精神障がい者ピアサポーター活用事業」として実施した。

イ 精神障がい者ピアサポーター活動体制整備

福島県では、平成23年度~27年度まで実施された精神障がい者ピアサポーター養成研修会で養成されたピアサポーターの活動の促進を図るため、平成26年度から「精神障がい者ピアサポーター活動体制整備要領」を制定し、精神障がい者ピアサポーターの登録制度を開始しました。

当センターでは、ピアサポーター及びその支援機関である協力事業所の登録事務を実施し、登録情報をホームページに掲載しています。また、ピアサポーター事例集等により関係機関にピアサポーターの活動を周知すると共に、、ピアサポーターの活動状況の把握と体制整備のためピアサポーターの活動状況等の各種調査を実施しました。

○登録情報の管理

・H29.3.31 現在登録者数 ピアサポーター75人

協力事業所 27ヶ所

- ・平成28年度新規ピアサポーター2名
 - ッ 新規協力事業所 1ヶ所
 - リリング 登録削除者 3名
 - ル 登録内容変更 2名
- ○ピアサポーター事例集の作成
 - ・事例集の名称「精神疾患からのリカバリーPart 1~ピアサポーターの声~」 「精神疾患からのリカバリーPart 2~ピアサポーターを活用した事業事例集~」
 - ・県内関係機関へ送付及びホームページへの掲載

配付機関 協力事業所、精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、職能団体、家族会市町村、県保健福祉事務所 等

- ○ピアサポーター関連の調査の実施
 - ・ピアサポーター活動状況調査
 - ・ピアサポーター協力事業所稼働状況調査
 - ピアサポーター活用機関アンケート
 - ピサポーターの声調査

ウ 精神障がい者地域移行・地域定着関連事業への協力

当センターでは、福島県内で実施されている精神障がい者地域移行・地域定着推進のため各種事業に対して協力しております。

- ・精神障がい者地域移行促進検討会への協力(県委託事業 検討会出席 3回)
- ・みんなで進める地域移行促進研修会(障がい福祉課主催)への協力 3回
- ・地域移行ネットワーク強化研修(保健所主催)への協力 1回
- ・ピアサポーター活動支援事業(県委託事業)への協力 3回
- ・福島県自立支援協議会 人材育成部会への出席(委員) 2回

(2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

福島県では、県内相双地域においては、「震災対応型アウトリーチ推進事業」として、居宅生活を送っている 精神障がい者のうち、未受診者、受診中断者等自らの意思により受診できない者で、日常生活の危機が生じてい る者に対して、多職種チームにより地域生活継続のための支援を、「NPO法人 相双に新しい精神医療保健福祉シ ステムをつくる会」に業務委託して実施しております。

当センターでは、本事業に伴う会議に出席しております。

・精神障がい者アウトリーチ推進事業事業評価委員会の出席 1回

6 自殺対策関連事業

(1) 市町村人材育成事業

ア 市町村自殺対策主管課長・担当者研修会

自殺対策基本法の一部改正により取り組みの中心が市町村となり、更に自殺対策計画の策定が義務付けされたことに伴い、市町村が自殺対策計画を円滑に策定できる一助となることを目的に研修会を開催しました。

- ①日 時 平成28年5月19日(木) 10:30~15:30
- ②場 所 とうほう・みんなの文化センター 2階 会議室
- ③内 容 ○説明「法改正後の自殺対策事業について」

説明者 福島県障がい福祉課 主任主査 菅野 孝 氏

○講義「市町村で自殺対策を勧めるために」

講 師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信

- ○グループワーク 「自殺対策計画づくり」
- ○情報提供「自殺統計、自死遺族パンフレットについて」 提供者 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津 直美
- ④参加者 58名

イ 市町村自殺対策アドバイザー派遣事業

市町村に対して自殺対策支援のためのアドバイザーを派遣し、研修会を開催しました。

- ①日 時 平成29年2月16日(木) 11:15~12:15
- ②場 所 大熊町役場いわき出張所
- ③内 容 講演「自殺対策基本法改正と被災地における地域自殺対策計画を考える」

講 師:自殺総合対策推進センター

地域連携推進室長 反町 吉秀氏

④参加者 28名

(いわき市・南相馬市・広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村)

ウ 若者自殺予防事業

全国の状況として、平成27年度版自殺対策白書によれば、全自殺者数が減少していく中で、若者層の自殺者の減少幅は他の年齢階級に比べて小さく、15歳~34歳までの自殺死亡率は他の先進国と比べて高い状況と考察されており、福島県においても20歳未満、20代、30代の若者では、増加または増加傾向にあります。

また、自殺は男女ともに20歳を境に増加することから、現在の自殺を予防するだけでなく将来を見据えた自殺予防を目指し、平成27年度から事業を実施しています。

(ア) 大学生を対象とした取り組み

a 若者ゲートキーパー研修会

日 時:平成28年7月13日(水) 10:25~11:50

場 所:大学構内

内 容: ○講演「自殺予防について考えてみよう」

講師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信

○講演「悩みを持つ人に声をかけ、話を聞き、専門機関につなぐ」

講師 臨床心理士 本多 忠勝

参加者:175名

bグループ活動

若者向け普及啓発グッズの作成、並びにストレス対応の知識や技術を身につけるためのミニ講話を実施しました。

実施回数: 7回 場 所: 大学構内

内 容

回 数	ミニ講話	話し合い
第1回	・「心が苦しくならないためにあなた自身がで	・「悩みやストレスを抱えた際の対処の実態」
	きること、周りの人のためにできること」	
第2回	・「どのような普及活動が効果的か」	・「普及啓発の仕方や媒体について」
第3回	・「自分を知る」	・「大学生に有効なグッズは何か。パート1」
/// A	[Jungle of J. L. L.	
第4回	・「相談の受け方」	・「大学生に有効なグッズは何か。パート2」
	FILL BERG 2 s 2 mt. 2 ve 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
第5回	・「対人関係 ストレスを貯め込まないために」	・「大学生に有効なグッズの決定」
第6回		・「グッズの掲載内容について」
第7回	・「私たちの地域の若者支援	
	~ビーンズふくしまの活動から~」	

参加者:大学生 延37名

*若者向啓発グッズ「こころリラックス付箋」を作成

cその他

学生からの要望により勉強会を開催

日 時: 平成28年6月7日(火) 12:00~13:00

場 所:大学構内

内 容: ○講話「自殺の現状・ゲートキーパーの必要性と役割等」

講師 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津 直美

参加者:9名

(イ) 高校生を対象とした取り組み

a 研修会(教職員対象)

①日 時:平成28年6月23日(木) 14:30~15:00

場 所:郡山カルチャーパーク高校内

内 容:情報提供「自殺の現状と若者自殺対策」

情報提供者 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津 直美

参加者:福島県高等学校生活指導協議会委員 26名

②日 時: 平成28年9月20日(火) 10:15~12:10

場 所:郡山ユラックス熱海

内容:講演「自殺予防のための学校における取り組み」

講師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信

講演「カウンセリング・マインドを身につける

~体験学習を通して~」

講師 針生ケ丘病院 大森 洋亮氏

参加者: 県内の高等学校高等学校 指導主事 148名

b 研修会開催に向けての支援

日 時:平成29年3月6日(月) 14:00~15:30

場 所:県内高校

参集者:校長、指導主事、学年主任、養護教諭

内容:目的の確認、効果的な内容について情報提供

(ウ) 当センターへの学生実習生を対象とした事業

実施回数:4回

内 容:講話「自殺の現状と自殺予防」

講師 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津 直美

受講者数:97名

- (エ) アンケート調査 (研修前後に実施)、講義内容、手法等の分析をし、結果を関係機関に提供すると ともに、教材作成の基礎資料とした。
- (オ) 保健福祉事務所、市町村、学校への支援
 - a 保健福祉事務所への支援
 - ①研修会の講師(保健福祉事務所主催)

日 時: 平成28年9月13日(火) 13:15~14:55

場 所:専門学校の校内

参加者: 専門学校生 105名

内容:講話「自殺予防について考える」

講師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信

講話「悩みを持つ人に声をかけ、話を聞き、専門機関につなぐ」

講師 福島大学 佐藤 香氏

②事業の企画、資料及び研修内容等への助言 5回

③普及啓発グッズへの助言 4回

④保健だよりへの助言 2回

b市町村への支援

高校教員を対象とした研修会(市町村主催)

日 時: 平成28年12月2日(金) 12:50~15:10

場 所:県内高校

参加者: 教職員 8名

内 容:講話「自殺予防研修」

講師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信

演習「話の聴き方について」

講師 同校スクールカウンセラー

(カ) 関係機関との連絡調整

8回(高校、専門学校、大学、高校教育課等)

(2) 対面型相談支援事業

ア 各保健福祉事務所・保健所開催の「うつ病家族教室」への支援

平成23年度以降は各保健福祉事務所が実施する「うつ病家族教室」への技術支援を各保健福祉事務所からの要望により行っています。

○県北保健福祉事務所:3回

イ 自殺未遂者サポート事業

自殺未遂者対策について、実態及び支援状況について把握し、再発防止施策の基礎資料とすることを目的に県内救急医療機関に対しアンケート調査を実施しました。

調査期間:平成29年2月1日(水)~2月28日(火)

調査対象:福島県内救急医療機関 72か所

内 容:自殺企図対応体制アンケート、自殺企図患者個別調査

方 法:郵送によるアンケート調査

結果:集計中

(3) 自死遺族等の相談支援研修会

ご遺族に必要な情報がスムーズに届くことを目的に、自死遺族支援者に対し、遺族の置かれる状況の理解を図る目的で研修会を実施しました。

日 時: 平成28年9月15日(水) 13:30~15:30

場 所:福島市アクティブシニアセンターAOZ

参加者:関係機関 46名

内容:講演「遺族(自死)の直面する現状と遺族支援の必要性

~グリーフケアの実践より~」

講師 自治医科大学 宮林 幸江氏

(4) 心の健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ①名称 心の健康相談ダイヤル
- ②開設 平成21年9月~
- ③受付時間 平日(月~金) 9:00~17:00
- ④相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ⑤相談員 精神保健福祉士、保健師等
- ⑥相談件数 911件 (内訳 P7 心の健康相談ダイヤルへの相談のとおり)

(5) 普及啓発事業

自殺対策関連の各種リーフレットを作成し関係機関へ配布協力を行いました。 各種リーフレットは精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。 <28年度作成>

①若者自殺予防普及啓発グッズ (新規)

「こころりらっくす付箋」

②自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット (増版) 「大切な人を突然亡くされた方へ」

③市町村自殺対策マニュアル (新規)

「市町村で自殺対策を進めるために 平成28年版」

④アルコールパンフレット (増版)

「お酒の量が増えていませんか」

⑤若者自殺予防グッズ (増版)

「こころリラックスシール」

<ホームページ掲載リーフレット>

- ・若者自殺予防普及啓発グッズ「こころりらっくすシール」
- ・未遂者支援ハンドブック「自分を傷つけてしまった~相談の手引き~」
- ・相談窓口案内リーフレット「ひとりで悩んでいませんか 相談機関のご案内」改訂版
- ・うつ病予防パンフレット「あなたのこころは元気ですか?~うつ病への気づきと対応~」 改訂版
- アルコール関連リーフレット「お酒の量が増えていませんか?」

「家族のアルコール問題で困っていませんか」

- ・社会資源情報ハンドブック2013 (第2版)
- ・自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット「大切な人を突然亡くされた方へ」

(6) 自殺対策情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者(市町村・保健福祉事務所)がどんな情報を必要としているかニーズを 把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者(支援者)間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立てています。

ア 定期的メールによる情報提供

市町村、県保健福祉事務所、県障がい福祉課へ配信後ホームページへ掲載

5月:「市町村で自殺関連指標を計算するためのエクセルシート」

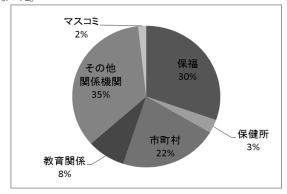
11月:「自殺対策計画策定に関する意向調査のまとめ」

イ 随時のメールによる情報提供・助言

メール・電話による問い合わせを受け付けし回答。

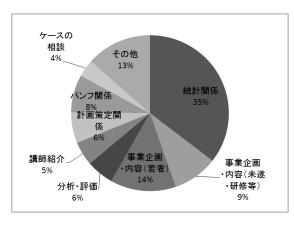
問合せ件数が、年々増加しており今年度は昨年度の2倍以上となった。

問合せ機関	実(件)	延べ(件)
市町村	3 1	4 9
市保健所	5	7
保健福祉事務所	4 4	6 9
教育関係	10	19
その他関係機関	48	7 9
マスコミ	3	4
計	1 4 1	227



※保健福祉事務所や市町村からの問合せが多いが、今年度は教育関係からの問合せも増加した。

相談内容	実(件)
統計関係	5 0
事業企画・内容(未遂者支援・ 研修会等)	13
事業企画・内容(若者)	19
分析・評価	8
講師紹介	7
計画策定関係	9
パンフレット関係	11
ケースの相談	5
その他	1 9
計	1 4 1



*問い合わせの内容としては、「自殺統計」、「事業内容・企画(若者自殺予防」に関することが例年同様多い傾向にあるが、今年度は自殺対策基本法の改正の影響もあり、市町村自殺対策計画に関する質問も徐々に増加してきている。

ウ 自殺対策事業の技術支援

- (1)保健福祉事務所が主催する自殺対策の研修会・会議への協力、情報提供等、依頼により実施 【保健福祉事務所】
 - 県 北 ①養護教諭部会県北支部研究会(8月17日)
 - ・管内公立私立の高校の養護教諭を対象とした研修会で「自殺の現状と予防について」説明
 - ②自殺予防キャンペーン(9月9日)
 - 県 中 ○地域自殺対策推進協議会(8月26日)
 - ・「県中地域での自殺対策の現状と課題」 情報提供 梅津推進員
 - 県 南 ①うつ病家族教室(8月19日)
 - ・畑所長が講演
 - ②地域自殺対策推進協議会(2月13日)
 - ・「県南地域の自殺の現状と課題」 情報提供 梅津推進員
 - 会 津 ○地域自殺対策推進協議会(8月29日)
 - ・「自殺の現状並びに自殺対策」
 - 情報提供 梅津推進員 南会津 ○地域自殺対策推進協議会(12月8日)
 - ・「自殺対策の進め方」

情報提供 梅津推進員

- 相 双 ①自殺対策事業の打ち合わせ(6月29日)
 - ②管内の専門学生に対する研修会の講師

【市町村】

会津若松市 ○自殺対策研修会

日時:平成28年10月24日(月) 10:00~11:40

対象:市町村職員

内容:講義「市町村職員のゲートキーパーとしての役割について」

講師 梅津推進員

演習「自殺対策とゲートキーパー」

講師 木幡主任保健技師

会津美里町 〇庁内ネットワークづくりの再開と町の自殺対策行動計画の作成への支援 については、継続支援中。

- 【ふくしま心のケアセンター】
 - ○月例会への出席 11回
- (2)自殺対策行動計画策定支援
 - ・意向調査を実施し現状を把握、分析して結果を各保健福祉事務所、各市町村に送付
 - ・要望のあった市町村への支援(南会津町の自殺統計の分析と打ち合わせ)

7 特定相談事業

(1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 不登校、ひきこもり、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者(本人・家族等)

①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00~16:00 (予約制) 18回

②場 所 精神保健福祉センター

③相 談 員 精神科医(非常勤医師)、保健師

④相談件数 13件

○相談内容 思春期4件 アディクション1件 その他8件

(別掲ひきこもり2件、うつ1件)

○相談者 本人のみ 2件 本人と家族 1件 家族のみ10件

○相談結果 受診勧奨1件 関係機関紹介 2件 助言終了10件

(2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。 (対象者 一般県民及び関係者)

①日 時 平成28年8月1日(月) 13:30~15:30

②場 所 郡山市総合福祉センター

③内 容 講演「社会になじめない子どもたちー子どもとの向き合い方一」

講師 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所

児童福祉・精神保健研究部長・愛育相談所長 齊藤 万比古 氏

④参加者 129名

8 薬物関連相談事業

(1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、 薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

(対象者 薬物依存症者及び家族)

①日 時 毎月第3木曜日 13:30~16:00

②場 所 精神保健福祉センター

③相 談 員 精神科医 (非常勤嘱託医3名)、回復施設スタッフ (1名)

④相談件数 実8件、延べ9件

(2) 薬物家族教室の開催

薬物乱用・依存の問題を抱える家族を対象に、家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい 知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を目的に行っています。(県内2ヵ所で実施)

①精神保健福祉センター

・日 時 毎月第3木曜日 13:30~15:30

開催回数 12回

・内 容 講話・セッションおよびグループミーティング

·参加者 実14名、延べ92名

②いわき市保健所

· 日 時 9月1日(木)、9月29日(木)、10月13日(木)、10月27日(木)、11月8日(火)、

11月22日(火)、12月2日(金) 13:30~15:30

- 開催回数 7回
- ・内 容 講話・セッションおよびグループミーティング
- ・参加者 実6名、延べ23名

(3) 薬物依存症に関する講演会(アディクションフォーラム)

一般県民を対象に薬物依存症に対する正しい知識と薬物乱用の恐ろしさの啓発を行っています。

(対象 県民一般、薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員)

- ①日 時 平成28年11月25日(金) 13:30~16:00
- ②場 所 郡山市音楽・文化交流館 ミューカルがくと館
- ③内 容 ○講演 演題「薬物依存症という病気を知ろう~家族の回復~」 講師 アスク・ヒューマン・ケア 近藤 京子 氏
 - ○磐梯ダルクの仲間たちによる「太鼓」演奏
 - ○インタビュー「本人の回復者」 磐梯ダルク
- ④参加者 135名

(4) 薬物関連問題実務担当者研修会

薬物関連問題は、複雑で深刻な問題を合併していることが多く、関係機関も多岐にわたっていることから、 薬物問題についての適切な対応策について学びかつ連携を図るため行っています。

(対象 保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員、薬物乱用防止指導員等)

- ①日 時 平成28年10月4日(火)13:30~16:00
- ②場 所 福島市市民会館
- ③内 容 ○情報提供「福島県の乱用薬物の現状と取り組み」

説明者 福島県薬務課

- ○講演1 「刑の一部の執行猶予制度と保護観察所の取組等について」
 - 講師福島保護観察所統括保護観察官熊坂洋三氏
- ○講演2「回復とは何か」

講師特定非営利活動法人栃木DARC代表理事 栗坪 千明 氏

④参加者 60名

9 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

	一般社団法人福島県精神保健福祉協会
精神保健福祉関係組織	各種自助グループ
	(アディクション、共依存、自死遺族)等

	患者会	家族会	断酒会等 依存症の自助団 体、グループ	その他
支援回数等	3	1	2 1	0

10 福島県精神医療審査会事務 (精神保健福祉法第12条に基づく審査会)

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

(1) 審査会の体制

①委員数 20名 (医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名)

予備委員数 26名(合議体に属さず、退院請求の意見聴取を行う委員/医療委員13名、法律委員6

名、学識委員7名)

②合議体数 4合議体

③審査会開催数 2回/月(毎月第2・第4水曜日)

④全体会開催数 1回/年

(2) 届出書類の審査状況

項目	//- */r	引き続き現在の入院	他の入院形態へ	入院の継続は	定期の報告等に	
種類	件 数	形態での入院が適当	の移行が適当	適当でない	係る審査保留	
医療精護が活むが完富	2, 802	2, 802	0	0	0	
措置入院者の	24	24	0	0	0	
定期病状報告書	24	24	U	0		
医療保護入院者の	1, 645	1, 645	0	0	0	
定期病状報告書	1,045	1,040	0	0	0	
合 計	4, 471	4, 471	0	0	0	

(3) 退院等請求

	請求	入院形	態	請	求区分	性	別	取下	意見	聴取	審査	未処
	件数	医療	措	退	処遇	男	女	件数	実施	省略	件数	理
	丁安人	保護	置	院	改善	77	女	丁奴	件数	件数	一一数	生
27年度未処理	3	1	2	2	1	1	2	0	3	0	3	0
28年度受理	36	33	3	35	1	20	16	10	22	2	24	2
合 計	39	34	5	37	2	21	18	10	25	2	27	2

(4) 実地審査との連携

①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。 対象者選定病院数 28 病院

②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について 審査を行っています。 審査件数 5件

③審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。

11 災害時精神医療体制整備事業

(1)DPAT派遣チーム整備事業

福島県では、大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に向けた研修を開催する と共に、必要な資機材の整備を進めております。

当センター嘱託医(精神科医師)が統括者を務めています。

12 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)の判定及び承認

(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務 (精神保健福祉法第45条第1項)

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受け た方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会 参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数

6,372件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 28 年度	749	3, 511	1, 990	6, 250

③不承認件数 122件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 28 年度	1, 419	6, 655	3, 587	11,661

(2) 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定(障害者総合支援法第52条第1項)

障害者総合支援法に基づき、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一 部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数(うち新規件数)

24,936件(2,348件)

②承認件数

24,932件

③不承認件数 ④年度末所持者数 4件

Ⅲ 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数

平成27年6月末現在

		精	神	枓	病	完	_	般	痄	-	院					病 床	利 用
設置主体別	病院別	病『	院 数	病	床类	数 ¾	苪 院	数	病	床	数	総精神病 床 数	指病	定床数	病 床 普及率 (人口万対)	入 院 患 者 数	利用率
総 数	30		23		5,341			7		82	1	6,162		196	32.2	5,018	81.4
県 立	2		1		206	6		1		4	9	255		-	1.3	139	54.5
指定病院	21		19		4,813	3		2		45	4	5,267		196	27.5	4,387	83.3
その他	7		3		322	2		4		31	8	640		-	3.3	492	76.9

- (注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。
- (注) 2 人口万対は、平成27年10月1日現在人口による。

出典:平成27年度精神保健福祉関係資料

2 在院患者数、性・年齢・病類別

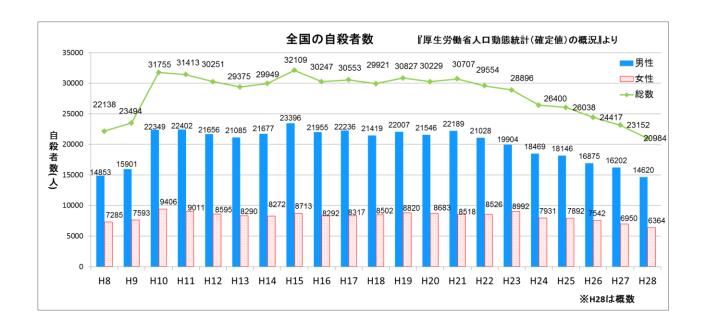
平成27年6月末現在

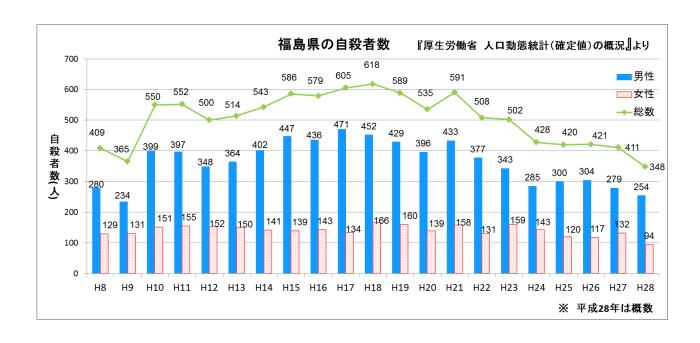
項目			男性		女 性	措置		
			20歳以上		7 12	20 歳以上		入院
	総数	20 歳 未 満			20 歳未満		65歳以上	者数
疾病名			65歳未満	00 // 11		65歳未満	00/// 11/1	(再掲)
統合失調症、統合失調症型障害	3,026	3	951	669	4	708	691	14
気分(感情)障害	453	1	105	76	2	94	175	4
症状性を含む器質性精神障害	939	_	58	355	_	33	493	_
アルツバイマー病型認知症	539	_	11	191	-	8	329	_
血管性認知症	76	_	3	31	-	2	40	-
上記以外の精神障害	324	-	44	133	-	23	124	-
精神作用物質による精神障害	166	-	66	82	-	9	9	-
アルコール使用による精神障害	153	-	55	81	-	8	9	-
覚せい剤による精神障害	4	-	3	1	-	_	-	-
上記以外の精神障害	9	ı	8	_	-	1	_	-
神経症性障害、ストレス関連障害	70	1	12	4	1	25	27	ı
人格障害	13	ı	4	3	-	5	1	ı
その他の精神障害	32	4	12	1	3	11	1	_
精神遅滞(知的障害)	198	ı	68	42	1	41	46	2
てんかん	100	1	39	16	1	20	23	_
その他	21	ı	5	5	_	5	6	_
合 計	5,018	10	1,320	1,253	12	951	1,472	20

出典: 平成27年度精神保健福祉関係資料

4 自殺者数の推移

(平成9-28年:全国との比較)





平成 28年度

福島県精神保健福祉センター所報(第45集)

発 行 日 平成29年7月

発 行 者 福島県精神保健福祉センター

〒960-8012 福島市御山町8番30号

TEL (024) 535-3556

FAX (024) 533-2408

E-mail seisinhokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp $\pm 4^\circ - \%$ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/